

令和3年度

# 小田原市 市民活動応援補助金 応募の手引き



UMECO

祝 UMECO5周年

皆様のご応募をお待ちしています！

募集期間 令和2年10月1日（木）～  
令和2年11月30日（月）

- 小田原市市民活動応援補助金は、皆さんの市民活動を資金面で応援する補助金制度です。
- 小田原市とUMECOが協力して、制度を運営しています。UMECOが、申請・相談の窓口です。小田原市が、審査や補助金の交付をします。

応募に関する問い合わせ先

おだわら市民交流センターUMECO

〒250-0011 小田原市栄町 1-1-27

TEL:0465-24-6611 FAX:0465-24-6633

E-mail:odawara@umeco.info URL:<http://umeco.info/>

応募に必要な書類の様式や「Q&A」は、UMECOのホームページからダウンロードできるほか、ご希望に応じて、郵送またはUMECOの窓口で配布しています。

## 受付期間・提出先

受付期間 令和2年10月1日（木）～令和2年11月30日（月）

※10月5日（月）、11月2日（月）は、UMECOが休館のため、受付できません。

提出日時については、事前にUMECOに電話で予約してください。

なお、締切日の直前は申請が集中しご希望の日時に受付できない可能性がありますので、お早めに提出日時を予約してください。

提出先 おだわら市民交流センターUMECO（郵送不可）

※UMECOの職員が書類の確認をさせていただきますので、必ず、直接ご持参ください。

なお、当日は提出書類の内容を説明できる方がお越しください。

## 応募相談 ※応募に関する相談は、UMECOで受け付けます。

例年、書類の不備による再提出が見受けられますので、対象事業に該当するかの確認や書類の書き方等は、お早めにご相談ください。事前に電話連絡の上、来館での相談をお勧めします。

## 1. 申請できる団体

小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）

なお、暴力団、法人では代表者または役員に暴力団員が含まれる団体、法人以外では代表者が暴力団員である団体は、申請できません。

**「市民活動」とは** <小田原市市民活動推進条例第2条第1項の規定を参照>

市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

## 2. 補助対象となる活動の期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に実施される事業が対象となります。

## 3. 対象となる事業と補助金額

| 種 類  | スタートアップコース   | ステップアップコース   |  |
|------|--|--|--|
| 対象事業 | ●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体が新たに取り組む事業                                | ●地域社会が抱える課題の解決に向けて、団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業                |  |
| 補助回数 | ●同一の団体では1回限りの補助（※1）  | ●同一の事業では3回までの補助<br>（年度ごとの申請及び審査が必要）                                  |  |
| 補助金額 | ●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で <u>10万円を上限</u> | プランA   | プランB   |
|      |  | ●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で <u>70%以下で20万円を上限</u> | ●この制度を活用する事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で <u>50%以下で30万円を上限</u> |
| 特記事項 | ※応募の時点で、開始から1年以内までの事業  | ※申請時にプランを選択<br>（企画提案書提出後のプラン変更はできません。）                               |  |

(注) ・審査結果をもとに、市が予算の範囲内で交付事業を決定します。

・申請金額を減額して交付することもあります。千円未満の端数は切り捨てとします。

・市予算の都合により交付が受けられない（または減額される）事業であっても、UMECOが認める事業はUMECO市民活動応援補助金（※2）の交付が受けられる場合があります。

### ※1 スタートアップコースの「補助回数」

スタートアップコースに限らず小田原市市民活動応援補助金の交付を受けたことがある団体は、補助回数に関わらず、スタートアップコースの交付を受けられません。

### ※2 UMECO市民活動応援補助金

寄附を財源として、UMECOが市民活動団体に補助金を交付するものです。

詳細は「5. (7) UMECO市民活動応援補助金 意向確認書」や「Q&A」をご確認ください。

参考：令和2年度の当初交付実績 13件 総額1,980,000円

#### 4. 対象経費 ※詳しくは別紙「Q&A」(UMECOのホームページからダウンロードできます。)

＜対象になる経費＞

事業を実施するために直接必要とする経費を対象とします。

例) 講師謝礼、消耗品費、備品購入費、印刷製本費など

＜対象にならない経費＞

・団体の維持・運営に要する経費は、対象になりません。

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料など

・小田原市から別途補助金等の財政的支援がある事業は、対象になりません。

#### 5. 応募に必要な書類 ※各様式や見本はUMECOのホームページからダウンロードできます。

(1) 市民活動応援補助金企画提案書

(2) 団体の概要

(3) 役員等氏名一覧表

(4) 市民活動応援補助金事業計画書

(5) 市民活動応援補助金事業収支予算書

(6) 団体の規約等

(7) UMECO市民活動応援補助金 意向確認書

※会報、チラシ、新聞記事等、活動内容の資料を任意で提出できます。(A4両面を4枚まで)

#### 6. 審査及び選考方法 ※第一次審査通過団体は、第二次審査に必ずご出席ください。

市民活動応援補助金を交付する事業は、市民活動に関する有識者等で構成する「小田原市市民活動推進委員会」による下記の審査・選考を経て決定されます。なお、審査に公正を期すため、本人もしくはその同居の親族が所属している団体が応募した場合、その委員は審査に加わりません。

(1) 第一次審査

書類審査を行い、第二次審査を受けることのできる事業を選考します。(応募総数が少ない場合には行わない場合があります。)

(2) 第二次審査

応募者による公開プレゼンテーション(事業企画説明)を実施します。補助金を交付する事業は、申請書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、選考します。また、補助金額も検討します。

#### 7. 選考の視点(下記の視点に基づき、事業を総合的に評価し、選考します。)

(1) 公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。

(2) 自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。

(3) 創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。

(4) 継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。

(5) 発展性・・・本補助をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。

(6) 事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。

(7) 費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金の用途が適当である。

#### 8. 補助金の交付

補助金の対象事業として認定された団体には、改めて市民活動応援補助金交付申請書を提出していただきます。この申請に基づき補助金を交付します。

## 9. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、提出された申請書類、報告書類、添付書類（写真等を含む）及び審査結果（得点、コメント等）の内容は、ホームページ等で公表する予定です。この他、補助金交付事務や市民活動団体の支援を目的として、市の関係部署やおだわら市民交流センターUMECOにこれらの情報を提供することがあります。

公表や情報提供については、申請団体の責任において、事前に関係者の同意を得てください。

なお、公表や情報提供に当たっては、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

補助金交付の審査、選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を補助金交付の審査、選考の目的以外に使用しません。

## 10. 事業完了後の手続等（補助金額の確定、報告会への出席）

補助金交付団体は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください（事業の完了が3月中である場合は、3月末日までに提出してください）。提出された実績報告書に基づき補助金額を確定しますが、その金額が交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。

また、令和4年6月頃に事業報告会を開催しますので、補助金交付団体は、必ず参加してください。

補助金は、事業報告を前提として交付されていることにご留意ください。

### 市民活動応援補助金のスケジュール

|  |  |
|--|--|
| 企画提案書の提出<br>(令和2年10月1日～<br>令和2年11月30日) | 企画提案書等の申請書類を、UMECOへ提出してください。   |
| 審査・選考<br>(令和3年2月～3月)                   | (1) 第一次審査（書類審査）<br>書類審査の選考結果は2月下旬頃までに通知します。<br>(2) 第二次審査（公開プレゼンテーション）<br>期日：令和3年3月14日（日）<br>場所：おだわら市民交流センターUMECO   |
| 補助金交付事業の交付決定<br>(令和3年4月1日以降)           | 審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します。  |
| 補助金の交付<br>(令和3年5月頃)                    | 交付事業を決定後、1か月以内に振り込みます。   |
| 事業の実施<br>(令和3年4月～<br>令和4年3月)           | 事業計画に沿って事業を実施してください。<br>UMECOの職員が事業実施の現場を訪問することがあります（随時）。<br>10月頃に中間報告（進捗状況）の提出をしていただきます（書類提出）。  |
| 実績報告等                                  | 事業完了後、速やかに、実績報告書等を提出してください（事業が3月中に完了する場合は、3月末日までに提出してください）。<br>提出された報告書等に基づき、補助金額を確定しますが、その額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。<br>なお、提出された実績報告書は、公開できるものとします。 |
| 事業報告会<br>(令和4年6月頃)                     | 事業報告会に参加し、実施事業の実績報告をしていただきます。  |